
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

II. 国際対応の状況**のれん****（IASB における検討状況）**

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月 15 日に、企業結合について合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的に公開草案「企業結合 ― 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」を公表した。
3. 企業会計基準委員会では、2024 年 7 月 12 日にコメント・レターを提出した。コメント・レターでは主に、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う意見を伝えるとともに、企業結合の業績に関する情報の開示について財務諸表外で開示することが相応しいと考えること、また、シナジーに関する定量的情報の開示に対する懸念が聞かれていることをコメントしている。
4. 2024 年 10 月以降の IASB ボード会議で寄せられたフィードバックの整理が行われ、それを受けて 2024 年 12 月の IASB ボード会議では今後の計画についての議論が行われた。プロジェクトの目的及び範囲から議論を始め、本年及び 2026 年にわたって議論を進めることが計画されている。
5. この計画を踏まえて、まず、2025 年 2 月のボード会議でプロジェクトの目的及び範囲が議論され、今後、のれんの償却の再導入について検討対象に含めないことが暫定決定されている。また、業績及び期待されるシナジーに関する情報の提案については、財務諸表利用者の多くが同意している一方、財務諸表作成者の大多数は財務諸表に当該情報を記載することに引き続き同意していないフィードバックが寄せられる中で、2025 年 3 月の IASB ボード会議から議論が開始されており、フィードバックへの対応について概念上及び実務上の観点で議論が進められている。実務上の観点では、企業結合の業績に関する情報の開示について対象となる企業結合の範囲、開示の免除のあり方等が議論され、2025

年7月及び10月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議でも取り上げられている。

6. このほか、減損テストの改善及び簡素化についても2025年7月のIASBボード会議で使用価値の算定の簡素化が議論されており、2025年10月のASAF会議でも取り上げられている。

(FASBにおける検討状況)

7. 米国財務会計基準審議会（FASB）は2022年6月15日のボード会議で、当該プロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示

8. IASBは、2023年9月のIASBボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定するとともに、IFRS会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討等の今後取り得るアクションについて決定した。
9. 2024年7月にIASBは、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準をどのように適用するのかを例示する設例を提案する公開草案を公表した。企業会計基準委員会は、2024年11月21日に公開草案に対するコメント・レターを提出し、公開草案における設例の中には現行の実務とは異なる解釈が示されていると考えられること等を理由に、IFRS会計基準に付属する設例とすることは適切ではないとしている。さらに、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との関係に関連して、このプロジェクトに限らず、財務諸表利用者が有用と考えるいかなる情報も財務諸表に含めるべきであるとの結論に至るIASBの方向性には同意しないことをコメントしている。
10. 2025年6月のIASBボード会議において、公開草案の設例のうち1つを除く7つの設例について変更を行ったうえでIFRS会計基準に付属する設例として公表することなどを暫定的に決定した。IASBは、2025年7月に「ほぼ確定版のスタッフ草案—気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示」を公表した。

資本の特徴を有する金融商品

11. IASBは、2023年11月に、企業が金融負債と資本の分類を行うにあたり適用上の課題に対応すること及び金融負債及び資本性金融商品に関する情報の改善を図ることを目的に、

公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」を公表した。

12. 企業会計基準委員会は、2024 年 3 月 29 日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、分類の際に契約上の権利及び義務のみを考慮している IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項について、長期的には法律又は規則の影響を踏まえて分類を行うように見直しを検討すべきであること、及び提案されている開示の要求事項は、資金調達方法によっては過大な開示負担をもたらす可能性があるため負担軽減の策を検討すべきことをコメントしている。
13. IASB は、2024 年 10 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を開始している。再審議においては、表示及び開示に関する提案から検討が行われ、2025 年 6 月の IASB ボード会議において表示及び開示に関する要求事項の修正案が暫定的に決定されている。また、IASB は、2025 年 7 月の IASB ボード会議より表示及び開示に関する提案以外の論点についての審議を開始している。

持分法

14. IASB は、2024 年 9 月 19 日に、関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理である持分法に関する適用上の疑問に対応するために、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」を公表した。公開草案では、主に重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動、損失に対する投資者の持分の認識及び関連会社との取引から生じた利得及び損失等についての修正案が提案されている（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。
15. 企業会計基準委員会は、2025 年 1 月 17 日にコメント・レターを提出し、我が国における持分法の重要性が高いことや投資者に関連のない第三者に対する投資とは異なる別個の投資カテゴリーであること、持分法は単純な一行連結又は測定基礎ではなく、2つの考え方のハイブリッドであり、特定の例外を除いて一行連結の側面と整合的であるべきという考え方を踏まえ、現時点で一行連結と整合的である IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の既存の要求事項を修正する公開草案の提案には反対するとコメントしている。とりわけ、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案については、強く反対するとコメントしている。
16. IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議よりフィードバックを踏まえた再審議を進めており、2025 年 10 月の ASAF 会議では「関連会社又は共同支配企業の原価」の測定における取得関連コストの取扱い及び所有持分のその他の変動における希薄化の利得又は損失の表示について意見が求められた。企業会計基準委員会は、コストの測定の観点から取得コストは原価の一部として認識することを支持する旨をコメントした。また、希薄化

については公開草案の提案を支持するとともに間接的な希薄化についても IASB がガイドランスを提供することを支持する旨をコメントした。

引当金

17. IASB は、2024 年 11 月 12 日に公開草案「引当金一時的を絞った改善 (IAS 第 37 号の修正)」を公表し、次の 3 つの側面について改正を提案している (コメント期限: 2025 年 3 月 12 日)。
 - (1) 負債の定義及び当該定義を適用する認識規準を 2018 年公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせること
 - (2) 引当金の測定についての要求事項の 2 つの側面を定めること
 - ① 企業が現在の義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたって含めるコスト
 - ② 企業が将来の支出を現在価値に割り引くために用いる率 (具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか)
18. 企業会計基準委員会は、2025 年 3 月 31 日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、過去の事象という条件を充足する行動の識別に関して、企業が複数の別個の行動を取る場合にのみ経済的資源を移転する義務を有する状況の提案についてコメントしている。公開草案には、この場合の別個の行動を識別するための概念や原則がほとんどないことから、具体的な状況での判断が難しいものとなる可能性があるため、公開草案の提案についてはさらなる改善が必要と考えられるとコメントしている。また、移転という条件における移転と交換の区別について、経済的資源の交換と移転の区分が難しい場合もあると考えられるため、移転という条件の対象となる単位や項目を明確にすべきであるとコメントしている。
19. 2025 年 7 月の ASAF 会議では IASB スタッフから公開草案に寄せられたフィードバックの概要について説明され、フィードバックを考慮してどのように「引当金一時的を絞った改善」プロジェクトを進めるべきかについて議論が行われた。企業会計基準委員会は、賦課金を他の引当金と別に検討する方向性を支持すること、公開草案では行動を識別する一貫性のある方法を明確に示していないため多様な会計処理が生じる可能性があることを懸念すること、割引率に不履行リスクを反映しないとする公開草案の提案を支持すること等をコメントした。
20. IASB は、2025 年 9 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を開始しており、2025 年 9 月の IASB ボード会議では割引率に関する提案について暫定決定を行っている。

キャッシュ・フロー計算書

21. IASB は、2022 年 4 月の IASB ボード会議において、第 3 次アジェンダ協議のフィードバックを受けた分析に基づいて「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することについて決定し、2024 年 9 月からリサーチ・プロジェクトを開始した。
22. IASB は、2025 年 5 月の IASB ボード会議において、次の(1)から(5)について改善のための潜在的な方法を評価することを決定した。また、(6)については、他のトピックに関する重要な決定がなされた後に免除や金融機関に固有の表示又は補足的な開示について検討することを決定した。2025 年 7 月のボード会議以降、これに沿って審議が行われている。
- (1) 財務諸表のキャッシュ・フロー情報の分解
 - (2) 財務諸表における非資金取引に関する情報の報告
 - (3) IFRS 会計基準に明記されていないキャッシュ・フロー指標について伝達される情報の透明性
 - (4) キャッシュ・フローを営業、投資又は財務活動に分類するための要求事項の一貫した適用
 - (5) 「現金同等物」の定義の一貫した適用
 - (6) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書
23. 2025 年 10 月の ASAF 会議において、キャッシュ・フローを営業、投資又は財務活動に分類するための要求事項が一貫して適用されていないことの一因となっている可能性がある基礎要因に関して見解が求められた。企業会計基準委員会は、IAS 第 7 号を適用することで分類を決定可能であることと、IAS 第 7 号を適用した結果の分類が財務諸表利用者に有用な情報を提供するかどうかは異なるため、IAS 第 7 号を適用した結果の分類が財務諸表利用者に有用な情報を提供するものとなっているかに関する検討を行う必要があると考えられることをコメントしている。
24. また、次のいずれに関連するかを分析するために基礎となる事実パターンに関する書面によるフィードバックが求められたため、回答している。
- (1) IAS 第 7 号における分類に関する要求事項の一貫した適用が行われていない
 - (2) 他の IFRS 会計基準書に関連する適用上の課題

無形資産

25. IASB は第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024 年 4 月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。
26. IASB は、2025 年 5 月の IASB ボード会議において、プロジェクトの目的は無形項目に関して提供する情報の有用性を改善すること、及び特に新種の無形項目及び無形項目の新しい使用方法への適合性を高めるように IAS 第 38 号「無形資産」を更新することであると決定した。また、プロジェクトに関する作業について次の 2 つを並行して探求することによって開始することを決定した。
 - (1) 財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること
 - (2) 無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかについてテストケースを用いて検討すること
27. 2025 年 10 月の ASAF 会議において、前項(2)に係る IASB スタッフの作業に焦点を当てて意見が求められた。企業会計基準委員会は、より幅広い無形資産を検討対象として共通点と相違点を整理した上で基準開発を行うことが不可欠である点、また、データ資源については別途検討対象とすべきである点を指摘した。

適用後レビュー

(IFRS 第 16 号)

28. IASB は、2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビュー (PIR) を開始することを決定した。また、IASB が焦点を当てて情報要請するトピックを決定するために 2024 年 6 月から 2025 年 3 月にかけてアウトリーチが行われた。
29. 2025 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB は 2024 年 6 月以降行われたアウトリーチの結果の概要及び IASB が焦点を当てて情報要請するトピックについて審議を行った。審議の結果、IFRS 第 16 号の各トピックに焦点を当ててではなく、借手の会計モデルについて財務諸表利用者の便益及び財務諸表作成者のコストが予想と著しく異ならないかに焦点を当てて、一般的かつ包括的な質問により情報要請を行う (パッケージ・アプローチ) ことが暫定決定された。
30. IASB は、2025 年 6 月 17 日に IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューの一環として情報要請を公表した (コメント期限: 2025 年 10 月 15 日)。本情報要請に対して、我が国関係者から IFRS 第 16 号の導入には多大な時間と労力が必要であったとの指摘を踏まえ、主に次のことをコメントしている。

- (1) IFRS 第 16 号の現行の要求事項を変更する場合には、その変更を実施するために予想されるコストと比較しての変更を実施することの便益について、十分な証拠が必要であると考えている。
- (2) 現在の IFRS 第 16 号の要求事項がトピック 842 の要求事項とおおむねコンバージェンスされている場合には、可能な範囲でコンバージェンスが損なわれるような変更を行うべきではないと考えている。一方、IASB が仮に IFRS 第 16 号を改訂する場合、我々は、トピック 842 とのコンバージェンスを図るかの観点から改訂を検討すべきであると考えている。
- (3) 特に、セール・アンド・リースバック取引に係る会計処理の見直しを行うことが必要であると考えている。また、サブリース取引における中間的な貸手の収益の認識に関して IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項と整合性のあるガイダンスを IFRS 第 16 号にも定める必要があると考えている。

動的リスク管理

31. IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（以下「DRM」という。)) に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。
32. 本プロジェクトは 2022 年に基準設定プログラムに加えられ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピックについて審議が継続して行われている。IASB は 2025 年第 4 四半期に公開草案を公表することを予定している。

国際会議への参加等

33. 第 54 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

日付	会議名	会議方式
2025 年 7 月 17 日	FASB との定期協議	対面会議
2025 年 8 月 4 日-6 日	米国会計学会 (AAA)	対面会議
2025 年 9 月 28 日	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 中間会議	対面会議
2025 年 9 月 29 日	英国エンドースメント審議会 (UKEB) との会合	対面会議
2025 年 9 月 29 日・30 日	世界基準設定主体 (WSS) 会議	対面会議

2025年9月30日・10月1日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS)	対面会議
2025年10月2日	ASAF 会議	対面会議
2025年10月10日	日中韓三か国会議	対面会議
2025年11月6日・7日	IASB リサーチフォーラム	対面会議

以上